慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	本シンポジウムの趣旨・構成について
Sub Title	Introduction of purpose and contents of the symposium
Author	前田, 美千代(Maeda, Michiyo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.7 (2019. 7) ,p.9- 12
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況 (一)
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190728-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集

ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況（一）

本シンポジウムの趣旨・構成について

前田美千代

一　本シンポジウム開催の背景

本日のシンポジウムは、一九八一年から続く慶應義塾大学法学部とサンパウロ大学法学部の学術交流協定に基づく活動の一環として、また、国民生活センター比較消費者法研究会の活動の一つとして、両者のコラボレーションで開催したいという思いの下、今年（二〇一六年）の春頃より準備を進めてまいりました。さらに、二〇一四年五月に設立された日本ブラジル法律・文化協会にとっては三度目の年次大会であり、改めて多くの皆様にこの新しい協会の活動を知っていただく機会になります。

二　ブラジル集団訴訟制度略史

わが国ではちょうど先月（二〇一六年一〇月）から消費者裁判手続特例法が施行されました。このような消費者集団訴訟制度の新たな門出を祝福するために、今日のシンポジウムは非常にふさわしい内容と構成であると思います。

ブラジルの集団訴訟制度の歴史は古く、一九九〇年成立の消費者保護法典（Código de Defesa do Consumidor: CDC）から数えても今年でもう二六年、ブラジルは消費者集団訴訟実務を行ってきていることになります。実は、ブラジルで体系的な集団訴訟制度が初めて導入されたのは一九九〇年消費者保護法典ではなく、その五年前の一九八五年公共民事訴訟法（Lei da Ação Civil Pública）という法律です。さらに厳密に、個人に帰属しない一定の集団的利益（interesse coletiva supra-individual）の保護という意味では、一九六五年住民訴訟法（Lei da Ação Popular）までさかのぼることができます。今日のブラジル集団訴訟制度は、この一九六五年住民訴訟法を紐解きながら個人に帰属しない利益の法的保護の必要性を論じた一九七七年の学術論文[1]を皮切りに、その議論と整備が始まりました。こうして一九八〇年前後の議論こそが、一九八一年環境保護法（Lei da Política Nacional do Meio Ambiente）、一九八五年公共民事訴訟法、一九九〇年消費者保護法典など複数の関連立法の制定につながる要になりました。ちょうどこの一九八〇年前後及び一九八〇年代のブラジル訴訟法学をリードしていたのが[2]、本日のシンポジウムでご講演いただく、アダ・ペレグリーニ＝グリノーヴェル先生、カズオ・ワタナベ先生です。お二人は、ブラジル集団訴訟制度の生みの親といっても過言ではありません。

三　消費者裁判手続特例法の施行（二〇一六年一〇月）

わが国の消費者裁判手続特例法は、これで集団訴訟制度が完成したことを意味するわけではなく、スタート地点に立ったことを意味するものだと思います。消費者は事業者と比べその情報収集能力及び交渉力が乏しく被害回復のための行動がとりにくいこと、また、同種の被害が拡散的に多発するという消費者被害の特性に鑑みて、この法律は、個々人に帰属する権利ではあるけれども、一束にして裁判上救済しようとするものです。一方で、消費者一人ひとりに権利帰属しないけれども、公正な消費市場の実現のためには保護の必要な集団的消費者利益（interesse coletiva de *lato sensu* dos consumidores）というものも議論されています。[3] 日本の集団訴訟制度が、日本の消費者問題の風土に適した制度へと発展していくために、本日のシンポジウムが、先輩にあたるブラジルの集団訴訟制度から多くの示唆を得る機会になればよいと思います。

四　本シンポジウムの六講演と質疑応答について

前半の講演の部の構成をご紹介させていただきます。まずアダ先生にブラジルの集団訴訟制度の由来を中心にお話いただいた上で、実際に消費者裁判実務に携わっておられるカルロス・サーリス先生、セルジオ・アレンハールト先生に約三〇年に及ぶブラジル集団訴訟実務の現在の到達点をご披露いただき、また、オーハラ先生からは日本法から見れば最も身近な消費者団体の活動について、イワミズ先生からは企業法務の立場からそれぞれお話いただいた後、最後にワタナベ先生より、ブラジル集団訴訟制度のさらなる改良の必要性についてお話いただきたいと思います。

後半の質疑応答では、国民生活センター比較消費者法研究会のメンバーとともに、前半の講演内容について議論していただきます。

（1）José Carlos Barbosa Moreira, “A ação popular do direito brasileiro como instrumento de tutela jurisdicional dos chamados interesses difusos”, In: *Temas de Direito Processual*, São Paulo: Saraiva, 1977.

（2）一九七〇年代後半から一九八〇年代前半にかけて、Waldemar Mariz de Oliveira Júnior, “Tutela jurisdicional dos interesses coletivos”, In: Coord. Ives Martins, Miguel Colasuonno, *Estudos sobre o Amanhã*, Caderno 2, São Paulo: Resenha Universitária, 1978 や、Ada Pellegrini Grinover, “A tutela jurisdicional dos interesses difusos”, Revista da Procuradoria-Geral do Estado de São Paulo, n. 12, 1979、及び、一九八二年一二月二日にサンパウロ大学で開催された「拡散的利益保護」をテーマとする学術セミナーでの報告を基礎とする Kazuo Watanabe, “Tutela jurisdicional dos interesses difusos”, In: Coord. Ada Pellegrini Grinover, *A Tutela dos Interesses Difusos*, São Paulo: Max Limonad, 1984 が相次いで公表された。特に、当該一九八二年の学術セミナーの成果として公表された共同研究書 *A Tutela dos Interesses Difusos*（拡散的利益保護）には九本の論文が収録され、一九八四年時点までの集団的利益保護に関する議論の到達点を見ることができる。集団的利益保護の先駆的立法といえる一九八五年公共民事訴訟法が制定されたのは、ちょうどこの翌年のことであり、当該学術セミナーを主催したアダ・ペレグリーニ・グリノーヴェル教授やカズオ・ワタナベ教授らが起草委員を務めた。

（3）岡村周一＝人見剛編『世界の公私協働　制度と理論』（日本評論社、二〇一二年）、千葉恵美子＝長谷部由紀子＝鈴木將文編『集団的消費者利益の実現と法の役割』（商事法務、二〇一四年）、中田邦博＝鹿野菜穂子編『消費者法の現代化と集団的権利保護』（日本評論社、二〇一六年）。

〔付記〕本研究は二〇一六年度慶應義塾大学学事振興資金（共同研究）「ブラジルにおける消費者被害救済のための制裁的な金銭支払制度の研究」、ＪＳＰＳ科研費 JP16H03574, JP25870721, JP21730092, JP18K01224 の助成を受けたものです。